

議案第 27 号

勝山市景観条例の一部改正について

勝山市景観条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 8 年 9 月 8 日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の公布に伴い、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市景観条例の一部を改正する条例

勝山市景観条例(平成23年勝山市条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
勝山市景観条例 (届出及び勧告等の適用除外) 第21条 法第16条<u>第7項第11号</u>の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。 (1)～(8) (略) 2 景観形成地区における法第16条<u>第7項第11号</u>の条例で定める行為は、別表第2に掲げる行為とする。	_____景観条例 (届出及び勧告等の適用除外) 第21条 法第16条<u>第8項第12号</u>の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。 (1)～(8) (略) 2 景観形成地区における法第16条<u>第8項第12号</u>の条例で定める行為は、別表第2に掲げる行為とする。

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和8年法律第23号)の施行の日から施行する。